

議案第 38 号

小田原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国の特定任期付職員に対する勤勉手当等の取扱い及びこれに応じた地方自治法の一部改正による給与制度の整備を踏まえ、本市の特定任期付職員に対し勤勉手当を支給することとする等のため改正する。

[内 容]

1 特定任期付職員業績手当の廃止（第7条関係）

特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して支給する特定任期付職員業績手当を廃止することとする。

2 勤勉手当の支給（第8条関係）

特定任期付職員に対して勤勉手当を支給することとし、その支給割合を100分の87.5と定めることとする。

3 期末手当の支給割合の引下げ（第8条関係）

特定任期付職員に対して支給する期末手当の支給割合を次のように引き下げる
こととする。

区 分	令和6年度	令和7年度以降
6 月 期	100分の170	100分の95
1 2 月 期	100分の175	100分の95

4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日